



通知が届いたら必ず確認を!

戸籍にフリガナが記載されます

戸籍制度マスコットキャラクター
「コセキツネ」

☎戸籍年金係Tel 74-4457

戸籍法の改正に伴い、フリガナが記載されることになりました。戸籍に記載されるフリガナについて通知書が届きますので、確認をお願いいたします。

通知書が届いたら

①フリガナの確認

住民票に記載されているフリガナなどを参考に、通知書が発送されますので内容を確認してください。

正しい場合
↓
届出は不要です

誤りの場合
↓
②届出についてへ

※通知書は、本籍地の市区町村から届きます。
砂川市は8月中旬以降に発送します。
※届出がない場合は、フリガナが戸籍にそのまま記載されますが、1度のみ変更ができます。
※届出をしたフリガナを変更する場合は、家庭裁判所の許可が必要になります。

②届出について

◆届出先・届出の方法

①窓口・郵送

本籍地または所在地の市町村へ提出。
郵送の場合は、市HPから様式をダウンロードしてご利用ください。



②マイナポータル

マイナポータルを利用して届出ができます。詳しくは法務省ホームページをご確認ください。



◆戸籍に記載できるフリガナ

氏名の読み方として一般的に認められているものに限られます。ただし、一般の読み方以外をふだんから使用している場合、証明する資料（パスポートや預金通帳など）を添付して届出することができます。

◆届出をすることができる方について

名のフリガナは本人、氏のフリガナは原則として戸籍の筆頭者が届出をする必要があります。届出の際は、配偶者などの在籍者と十分にご相談ください。

※名について、15歳未満の場合は親権者などの法定代理人が届出をしてください。

出生届、氏名の読み方について

出生届や帰化届について

出生届や帰化届などによって初めて戸籍が作成される方は、届出に記入したフリガナが記載されます。フリガナの審査にあたり、参考にした辞典、新聞などの刊行物の提示を求める場合があります。

読み方として認められる例

- ①音読みまたは訓読みの一部を当てたもの
例：心愛（ココ・ア）、桜良（サ・ラ）
- ②漢字からなる単語に、熟字単位で訓読みを当てたもの
例：飛鳥（アスカ）、弥生（ヤヨイ）
- ③置き字（直接読まないもの）
例：美空（ソラ）、彩夢（ユメ）

読み方として認められない例

- ①漢字の意味や読み方と関連性がない
例：「太郎」を「ジョージ」・「マイケル」と読む
- ②漢字に対応するものに加えて、明らかに異なる単語を含めたもの
例：「健」を「ケンイチロウ」・「ケンサマ」と読む
- ③漢字の意味と反対となる読み方など
例：「高」を「ヒクシ」、「鈴木」を「サトウ」と読む

制度・手続き内容の詳細については市ホームページまたは、法務省ホームページをご確認ください。



市HP



法務省HP